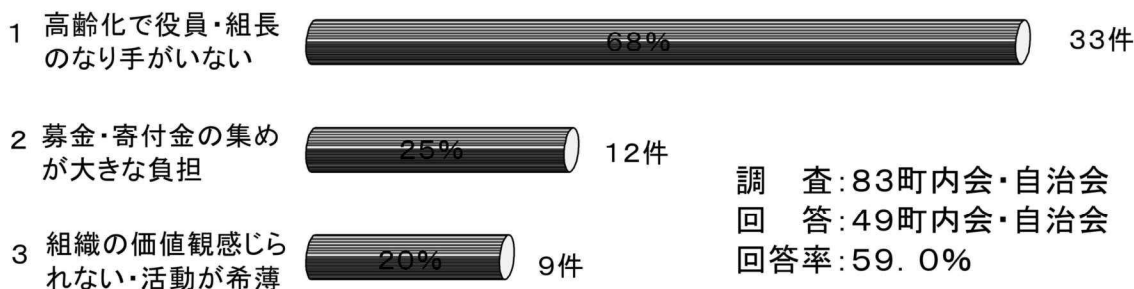


資 料 編

令和元年度 課題に対するアンケート調査結果

現状の主な課題



具体的取り組み

- ① 73才以上の場合、困難であると申し出た者は組長を免除
- ② 組織内協議を基本として75歳以上で本人の希望があれば組長を免除(他次年度検討)
- 1 ③ 組長の80歳定年制を設けた(他検討しているところもある)
- ④ 自治会行事の見直し、組長会議を半減にした
- ⑤ 前期役員(組長)をサポートとして支援している
- ⑥ 組の離散・集合(組長なり手の確保)
- 2 ① 年6回の募金活動等を春・秋2回に集約
- ② 募金活動の軽減を図る為、募金等は自治会負担とした
- ③ 募金を一部自治会負担とすることで回数を少なくしている
- 3 ① 納涼祭や餅つき等のイベントに若手をスタッフとして参加して貰い、楽しく繋がりを深めている
- ② 町内会行事前に町内会役員と組長を含め、合同会議を実施
- ③ 自治会館にて毎週、カラオケ、手芸、茶話会を実施し、交流を深めている
- ④ 集いの場の設定(ランドゴルフ、カラオケ、茶話会、アグリ、多世代交流・・・<雨間ほっと>)
- ⑤ 法人会員を勧誘しコミュニケーションを活発化
- ⑥ 町内会主催の2大イベント(納涼祭・餅つき)について非会員を含む全世帯にチラシを配布
- ⑦ 一人暮らし世帯の見守り・声かけ活動を強化
- ⑧ 入会のおすすめパンフ(町内会のメリット・活動内容の詳細・役員の役割)作成

その他取り組み

- ① 組織改革委員会立上げ
- ② 隣組内の同意条件でA会員・B会員を設ける(組長の有無・募金不参加・会費半額・回覧有無等)
- ③ 一人世帯の会費減額

町内会・自治会加入状況

年度(4月1日時点)	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
総世帯数	28,501	29,127	29,756	30,259	30,639	31,186	31,596	32,123	32,459	32,826	33,259	33,714	33,736	34,100	34,381	34,706	35,067	35,241	35,609	35,975	36,224
町内会・自治会加入世帯数	19,570	19,800	19,798	19,858	19,766	19,635	19,564	19,476	19,378	19,222	19,349	19,188	19,110	18,889	18,534	18,398	18,007	17,669	17,296	16,720	16,159
加入率(%)	68.7	67.9	66.5	65.6	64.5	62.9	62.0	60.6	60.0	58.6	58.2	56.9	56.6	55.4	53.9	53.0	51.4	50.1	48.6	46.5	44.6
町内会・自治会数	89	89	89	88	88	83	83	83	83	83	84	84	84	84	84	85	85	85	85	84	83
秋川地区世帯数	20,500	21,075	21,561	21,883	22,195	22,574	22,930	23,341	23,650	23,888	24,218	24,587	24,598	24,908	25,108	25,364	25,663	25,804	26,102	26,453	26,685
町内会・自治会加入世帯数	13,212	13,432	13,437	13,459	13,432	13,304	13,253	13,175	13,107	13,035	13,179	13,087	13,015	12,840	12,579	12,494	12,193	11,914	11,646	11,164	10,677
加入率(%)	64.4	63.7	62.3	61.5	60.5	58.9	58.0	57.0	55.0	54.6	54.4	53.2	52.9	51.5	50.1	49.3	47.5	46.2	44.6	42.2	40.0
五日市地区世帯数	8,001	8,052	8,195	8,376	8,444	8,612	8,666	8,782	8,809	8,938	9,041	9,127	9,138	9,192	9,273	9,342	9,404	9,437	9,507	9,522	9,539
町内会・自治会加入世帯数	6,358	6,368	6,361	6,399	6,334	6,331	6,311	6,301	6,271	6,187	6,170	6,101	6,095	6,049	5,955	5,904	5,814	5,755	5,650	5,556	5,482
加入率(%)	79.5	79.0	77.6	76.4	75.0	73.5	73.0	72.0	71.0	69.2	68.2	66.8	66.7	65.8	64.2	63.2	61.8	61.0	59.4	58.3	57.5
東秋留地区世帯	9,253	9,501	9,710	9,905	10,088	10,239	10,436	10,638	10,679	10,763	10,866	11,046	11,041	11,129	11,241	11,329	11,469	11,554	11,708	11,824	11,912
町内会・自治会加入世帯数	6,119	6,240	6,259	6,306	6,294	6,189	6,178	6,172	6,153	6,112	6,060	6,005	5,964	5,870	5,708	5,645	5,493	5,339	5,193	4,970	4,639
加入率(%)	66.1	65.6	64.5	63.7	62.3	60.4	59.0	58.0	58.0	56.8	55.8	54.4	54.0	52.7	50.8	49.8	47.9	46.2	44.4	42.0	38.9
西秋留地区世帯	4,673	4,769	4,863	4,950	4,984	5,086	5,097	5,156	5,208	5,229	5,321	5,422	5,411	5,529	5,579	5,638	5,717	5,744	5,849	5,865	5,923
町内会・自治会加入世帯数	3,367	3,288	3,262	3,264	3,250	3,266	3,243	3,220	3,189	3,166	3,161	3,117	3,094	3,081	3,021	2,970	2,946	2,892	2,840	2,704	2,650
加入率(%)	72.1	68.9	67.0	65.9	65.2	64.2	64.0	63.0	61.0	60.5	59.4	57.5	57.2	55.7	54.1	52.7	51.5	50.3	48.6	46.1	44.7
多西地区世帯	6,574	6,805	6,988	7,025	7,123	7,249	7,397	7,547	7,763	7,896	8,031	8,119	8,146	8,250	8,288	8,397	8,477	8,506	8,545	8,764	8,850
町内会・自治会加入世帯数	3,726	3,904	3,916	3,889	3,888	3,849	3,832	3,783	3,765	3,757	3,958	3,965	3,957	3,889	3,850	3,879	3,754	3,683	3,613	3,490	3,388
加入率(%)	56.7	57.3	56.0	55.3	54.5	53.0	52.0	50.0	48.0	47.6	49.3	48.8	48.6	47.1	46.5	46.2	44.3	43.3	42.3	39.8	38.3
増戸地区世帯	3,574	3,578	3,786	3,856	3,886	3,979	4,021	4,077	4,065	4,133	4,215	4,264	4,324	4,345	4,407	4,449	4,496	4,554	4,605	4,583	4,620
町内会・自治会加入世帯数	2,651	2,665	2,665	2,667	2,666	2,655	2,664	2,662	2,649	2,602	2,603	2,574	2,582	2,551	2,522	2,477	2,437	2,397	2,319	2,271	2,238
加入率(%)	74.2	74.4	70.3	69.1	68.6	66.7	66.0	65.2	65.0	63.0	61.8	60.4	59.7	58.7	57.2	55.7	54.2	52.6	50.4	49.6	48.4
五日市地区世帯	3,708	3,755	3,688	3,797	3,843	3,913	3,937	4,000	4,024	4,090	4,115	4,143	4,098	4,135	4,157	4,182	4,207	4,176	4,213	4,248	4,248
町内会・自治会加入世帯数	3,057	3,061	3,061	3,099	3,042	3,065	3,041	3,041	3,036	2,999	2,986	2,956	2,944	2,935	2,882	2,885	2,837	2,829	2,804	2,767	2,731
加入率(%)	82.4	81.5	82.9	81.6	79.1	78.3	77.0	76.0	75.0	73.3	72.6	71.3	71.8	71.0	69.3	69.0	67.4	67.7	66.6	65.1	64.3
小宮・戸倉地区世帯	719	719	721	723	715	720	708	705	720	715	711	720	716	712	709	711	701	707	689	691	671
町内会・自治会加入世帯数	650	642	635	633	626	611	606	598	586	586	581	571	569	563	551	542	540	529	527	518	513
加入率(%)	90.4	89.2	88.0	87.5	87.5	84.8	86.0	84.8	81.0	82.0	81.7	79.3	79.5	79.1	77.7	76.2	77.0	74.8	76.5	75.0	76.5

令和2年度・3年度 意見交換会での成果物

各町内会・自治会でのチェックリスト

今後の町内会・自治会の運営面での戦略を考えるうえで、是非ご活用ください。

あきる野市町内会・自治会連合会

テーマA「高齢化で役員・組長のなり手がいない」意見交換会

チェック ↓

1 新築世帯へのアプローチ

- ① 町内会・自治会を説明したものをポスティングし、加入勧奨する。
- ② 往復はがき等をポストインの時に配布し、連絡を待つ。
- ③ 訪問し、町内会・自治会の活動の説明を行なう。
- ④ 訪問時には町内会・自治会加入案内書を渡す。

2 年齢により組長等役員を免除

- ① 体調を見ながらではあるが、80歳くらいから高齢と見て、組長の順番から外す。
- ② 年齢ではなく、状況を見て各組内で決める。
- ③ 特別会員(役員にならない)制度の導入。(増加し、普通会员の負担増となっている)

3 準会員の制度

- ① 各組の中で話し合い、高齢者等を準会員として、組長を免除する。
- ② 地域の様々なクラブ・団体も特別会員として認め、行事に参加できるようにする。
- ③ 地域の事業者・施設者に準会員として加入をお願いする。

4 役員の決め方

- ① 役員は、順番。副会長から会長になる。
- ② 次期組長14名の中から自治会長を決める。組長は順番制。
- ③ 理事の中から会長を選出する方法。
- ④ 会長は選挙で選出し、その会長が各役員をお願いする。
- ⑤ 全世帯に推薦用紙を配布して推薦してもらう。
- ⑥ 数年前から総会で、今後の自治会長候補を討議する。
- ⑦ 選考委員会を設置、指名する地区、組の代表1名が出てきて決める。
- ⑧ 役員の選考委員会は、次期の役員を持つ意識で参加する。
- ⑨ 新旧組長で選考委員を決める。
- ⑩ 事前に自治会長が、ある程度決める。
- ⑪ 組長と副組長の2名体制での対応も一つの案。

5 女性の登用

- ① 女性理事を登用する。
- ② 女性からの視点が必要なことから、副会長に女性を抜擢する。

6 祭り等イベントの役割分担

- ① 年番制度で実施する。
- ② 祭典実行委員会を開催して、様々なことを決める。
- ③ イベント毎に全会員から有志を募り、実行委員会を作る。
- ④ 組ごとに役割を分担を決める。
- ⑤ 自治会長が組長に協力依頼をし、そこに自治会内の各団体が参加する。
- ⑥ はやし連、祭友会、子供会と町内会・自治会が一緒に行なう。
- ⑦ 資源回収の回収場所を、固定した場所を設けて常時出せるようにし活性化を図る。

7 集金業務の簡素化役員の決め方

- ① (年会費が少ないので)募金などは、その都度集金する。
- ② 組長が集金している。
- ③ 募金などの集金をやめ、年会費からの出費にする。
- ④ 募金箱の回覧し、集める。(無記名になるが)
- ⑤ 口座振替ができれば軽減になる。

8 年会費の減額・減免

- ① 年会費の減額・減免について、規約を設ける。
- ② 準会員制度の中で減免等を行なう。

9 ふれあい事業の活用

- ① 高齢者の参加が多い、ふれあい事業をうまく活用する。
- ② お茶飲み会を実施しに対し、町内会・自治会が資金の補助をし、活性化を図る。

※ 地域性などがあります、チェック欄に下記の記号をつけ、整理・検討し、実践してください

出 来 る 事	すでに実施している	✓
	是非やる	◎
	やってみる	○
	検討する	△
	やる必要のないこと	—
出来ない事	×	



各町内会・自治会でのチェックリスト

今後の町内会・自治会の運営面での戦略を考えるうえで、是非ご活用ください。

あきる野市町内会・自治会連合会

テーマB「若者を取り込める事業とは」意見交換会

チェック ↓

1 イベントごとの実施、開催

- ① 若い人が興味を持つイベントを開催し、コミュニケーションを図る
 - ア 芋煮会を開催し懇親を深める。
 - イ 子供たちとの河原遊び活動を行っている。(親とも子供ともつながる)
 - ウ 河原や山など近くにある豊富な自然の活用する。ハイキングの企画など。
 - エ 里山でのスタンプラリーを開催する。
 - オ イベントごと、祭り、囃子など、子供をターゲットにしてその親と親しくなるようする。
 - カ 漁業組合と連携し、あんま釣り大会をやり、コミュニケーションをはかる。
 - キ 川釣り大会、マスのつかみ取り大会を開催する。
 - ク 会館の庭でのバーベキューを実施する。
 - ケ 町内会・自治会の新年会に若い人を招き入れる。
 - コ 納涼祭で抽選会・カラオケ大会(大人の部、子供の部)・盆踊り大会を行う。
 - サ 日帰りバス旅行の行き先について、子どもが興味を引く場所を選定する。
 - シ 資源回収を毎月一回、次世代を中心に実施する。(次世代同士が共同作業)
- ② 子供を取り込むイベントを企画する。
 - ア 流しソーメン大会
 - イ おまつり
 - ウ 盆踊り大会
- ③ 他の町内会・自治会、団体のイベントを活用し、コミュニケーションを図る。
 - ア 神社の祭り等の行事
 - イ 交通指導教室など近年交通事情に直面する問題への対応イベント
 - ウ 青少健運動会
- ④ 行事の周知をFacebookで呼びかける。

2 お祭り等、既存(伝統)のイベントの活用

- ① 若い親を町内会の事業に取り込む。(子供を通して若い世代とのつながりを持つ)
- ② 盆踊り大会の事業の一環として盆踊りの練習に子供・その親を巻き込む。
- ③ 若い世代が順繰りに、囃子などを教える側になっていくシステムづくり。
- ④ 囃子への親子の参加を勧奨する。
- ⑤ 普段の声掛けを積極的に行う。(若い時に声かけし、リタイヤした時に町内会へ)

3 町内会・自治会内の各種団体との連携

- ① 町内会ソフトボールチームのメンバーへの声掛けをする。
- ② 子供会の活動時に、親への声掛けをする。
- ③ キャンプ・釣りなどの青少健活動を支援し、自治会と青少健との連携を図る。
- ④ カラオケの会にて、PTAに協力してもらい、子供の参加を勧める。
- ⑤ 子供会にイベントのポスター作成依頼するなど、連携を深める。
- ⑥ 子供と高齢者が一緒に参加できるようなソフトボール・グランドゴルフ・ボッチャ大会等の開催をし、盛り上げる。

4 若い世代への支援・協力

- ① 若い人に対し、「やりたいことを立ち上げませんか、支援します」という姿勢を持つ。
- ② 若い人の企画で事業を行う。(バーベキュー、昔道探訪等)
- ③ 若い人が順番で組長になった時に、役員が積極的に声掛けを行う。

5 集金・回覧等、役員の特メリットの削減

- ① 年4回ある募金活動を一括集金にして、組長の負担を軽減する。
- ② 集金を減らすため、募金は町内会・自治会費からの捻出する。
- ③ 集金は全部まとめて年1回にする。
- ④ 回覧は発信回数を明示し、削減する。

6 市・社協などとの関係

- ① 配布・募金等、極力、意を汲んで実施する。

7 転入者へのアプローチ

- ① 転入したタイミングで自治会加入のチラシ・自治会の規約をポスティングする。
- ② 転入後、隣り近所からの情報取得、近所付き合いまで半年位のサイクルで行う。
- ③ 転入者に対し、頃合いをみて自治会長が訪問し、直接、話しをする。
- ④ 草花町内会の実施した町内会への加入勧誘活動を参照し実施してみる。
- ⑤ 青少健の行事を活用し、コミュニケーションを図る。
- ⑥ 子供と高齢者を交えた交流の場をつくり、コミュニケーションを図る。

8 町内会・自治会のPR

- ① 連合会の会報を未加入世帯のポストに入れる。
- ② 町内会・自治会発行の資料の活用しPRを行う。

9 第2世代の加入

- ① 第二世代参加へのアプローチとして、バーベキューを実施し、娘・息子世代、隣組が親しくなり、子供とも親しくなる。
- ② 親が抜けた時、次世代の方に継続の依頼する。
- ③ 地元育ちで自治会活動に参加してくれている人に協力してもらい、加入勧奨をしてもらう。

10 若い人にとっての特メリット・特メリット

- ① 若者にとって楽しい事が無い、あれば入る。若者の視点でイベントを企画する。
- ② イベントに参加してもらい、地元の人たちとの絆を強くすることをアピールする。

11 その他

- ① 町内会・自治会での女性役員を登用する。役割は大きい。

12 それから

- ① 意見交換の中で、メンバー全員が同意したこと
 - i 女性役員の特用
 - ・ 加入勧奨時、おじさんばかりで訪問しても警戒されてしまう
 - ・ 町内会・自治会の運営面で、おじさん視点だけでなく女性視点も必要
 - ii 子供をターゲットにしたイベントの特画・実践
 - ・ 子供が参加すれば親御さんやおじいちゃん・おばあちゃんも参加する

※ 地域性などがあります、チェック欄に下記の記号をつけ、整理・検討し、実践してください

出 来 る 事	すでに実施している	✓
	是非やる	◎
	やってみる	○
	検討する	△
	やる必要のないこと	—
出来ない事		×

協 定 書

あきる野市町内会・自治会連合会（以下「連合会」という。）と社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩西支部（以下「多摩西支部」という。）とは、相互の協力を図り、次の掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

この協定は、連合会と多摩西支部とが連携のもと住みよい環境をつくるため、相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

連合会と多摩西支部は、次の事項について協力する。

- ① 住みよい地域環境をつくるため、町内会・自治会加入用チラシを店頭へ掲示と配布について協力する。なお、町内会・自治会加入用チラシが不足のときは、協力店において追加印刷をする。
- ② 多摩西支部が、あきる野市地域住民を対象に行う不動産無料相談会において多摩西支部が作成する案内用のチラシの配布について協力する。

（期間）

この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2ヶ月前までに、連合会と多摩西支部のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

この協定に定めるもののほか、協力の具体的事項及びその他必要な事項については、連合会と多摩西支部が協議をして別に定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有する。

平成21年9月29日

あきる野市町内会・自治会連合会
会 長 倉 田 克 治

社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩西支部
支部長 原 嶋 和 利

協 定 書

あきる野市町内会・自治会連合会（以下「連合会」という。）と社団法人東京都宅地建物取引業協会西多摩支部（以下「西多摩支部」という。）とは、相互の協力を図り、次に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

この協定は、連合会と西多摩支部とが連携のもと住みよい環境をつくるため、相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

連合会と西多摩支部は、次の事項について協力する。

- ① 西多摩支部は、住みよい地域環境をつくるため、町内会・自治会加入用チラシを店頭へ掲示と配布について協力する。なお、町内会・自治会加入用チラシが不足のときは、協力店において追加コピーをする。
- ② 連合会は、西多摩支部が、あきる野市の地域住民を対象に行う不動産無料相談会において西多摩支部が作成する案内用のチラシの配布について協力する。

（期間）

この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2ヶ月前までに、連合会と西多摩支部のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

この協定に定めるもののほか、協力の具体的事項及びその他必要な事項については、連合会と西多摩支部が協議をして別に定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有する。

平成21年12月16日

あきる野市町内会・自治会連合会
会 長 倉 田 克 治

社団法人東京都宅地建物取引業協会西多摩支部
支部長 田 村 勅 一

資料 5

町内会・自治会関係補助金等一覧（地域防災課地域振興係）

補助金名	内容	基準額等
町内会・自治会運営費補助金	町内会・自治会の運営の円滑化と向上を図るため運営費の一部を補助する。	①均等割り 連合会加盟団体 90,000円 連合会未加盟 27,000円 ②世帯割（平均割） 522円×世帯数 ③地域振興費相当分（世帯数割） 連合会加盟団体のみ 100世帯以下 27,000円 101世帯～200世帯 45,000円 201世帯～300世帯 67,500円 301世帯～500世帯 81,000円 501世帯～1,000世帯 94,500円 1001世帯以上 108,000円 連合会加盟団体①+②+③ 連合会未加盟 ①+②
町内会館・自治会館維持費補助金	町内会・自治会の設置している会館の維持経費の一部を補助する。	1会館管理団体当たり年額54,000円以内
町内会・自治会掲示板建築費等補助金	町内会・自治会が地域住民の広報のために設置する町内会・自治会掲示板の建築費用の一部を補助する。	建築費の1/2の9割以内とし、1掲示板当たり45,000円を限度とし、1団体年間2か所以内。
町内会館・自治会館建設費等補助金	町内会・自治会が地域住民の集会や福祉の増進を図るために設置する会館の新築・増改築・改修工事及び用地取得に要する費用の一部を補助する。	工事費が60万円以上を要する新築・増改築等の工事費の1/3の9割以内の額とし、540万円を限度とする。ただし複数団体が共同で建築する場合は、2団体では810万円、3団体以上では1,080万円とする。 用地の場合は、1/3の9割以内の額とし、市街化区域は540万円、市街化調整区域の場合は270万円を限度とする。複数設置の場合市街化区域は工事費に準拠し調整区域はその1/2
地域生活環境整備推進事業補助金	住みよいまちづくりを推進しコミュニティ育成に寄与するために行う生活環境整備事業に対する補助	1件当たりの事業費の1/2以内とし、5,000円以上50,000円以下の補助とし、主に原材料費等の補助であり、住民の手による側溝の清掃などの美化活動に要する経費の一部補助
花いっぱい運動参加事業費補助金	花いっぱい運動に参加する経費の一部を補助	予算の範囲内で町内会・自治会が地域の花壇等に植え付けるための花の苗等の購入費の8割補助

補助金名	内 容	基準額等		
コミュニティ事業交付金	町内会・自治会が地域課題の解決を図り、住みよいまちづくりを推進し、「地域力」の向上を図る新たな事業を支援するもの。	申請団体	補助率	補助限度額
		連合会	10/10	70万円
		地区会	10/10	50万円
		協働会	10/10	30万円
		単 一	10/10	10万円

地域防災課以外の補助金

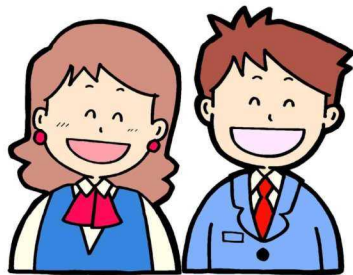
補助金名	内 容	基準額等
町内会・自治会敬老行事推進事業補助金	町内会・自治会が行う敬老行事（敬老の日を中心にして行う高齢者福祉施策に役立つ行事で75歳以上が対象）に対してその経費の一部補助	均等割りと人数割りを合算した額

補助金以外の委託等

件 名	内 容	金 額 等
行政配布物配布委託料	行政からの回覧等配布物の配布の委託料、契約については連合会加盟団体は連合会が代表して契約し、加盟団体以外は個別の契約を締結。	1世帯あたり年額220円。 世帯数×220円を支払い。
一斉清掃業務委託	年間2回の一斉清掃の委託金。契約は年2回の清掃の実施前に連合会として契約、それ以外の団体は個別契約。	均等割りとして1回5,000円（前回）と（年間10,000円）委託料総額から均等割り額を差し引いた額を基準額として、その額を参加者総数で除して単価を算出し、各団体の参加者実数に乗じた金額と合算した額を委託料として支出。
資源回収奨励金	資源回収の奨励金	資源回収量に応じた奨励金を支給 一定回数以上の実施団体のうち収集量などが優良な上位10団体に特別奨励金

市民アンケート調査

～あなたのご意見をお聞かせください～



ご記入後は、返信用封筒に入れて、

9月22日(水)までに、

ポストに投函してください。



市民の皆様へ

日ごろ、あきる野市のまちづくりにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

市では、市民の皆様が市で行っている事務や事業にどの程度満足されているか、また何を重要と感じているかなどを把握し、皆様の考えや意向を市政に反映できるように、「市民アンケート調査」を行います。

このアンケートは、市内にお住まいの16歳以上の方の中から、2,500人を無作為に抽出してお願いしておりますが、回答については、無記名かつ統計的に処理を行いますので、皆様にご迷惑をおかけすることはありません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力をお願い申し上げます。

平成22年9月

あきる野市長 臼井 孝

■ ご記入にあたってのお願い ■

- 封筒のあて名となっているご本人様がお答えください。
- このアンケートは無記名で、回答は統計的に処理しますので、あなた自身の考えをありのままにご記入ください。
- 記入が終わりましたら、同封の返信用封筒にアンケート用紙を入れて、9月22日(水)までに、切手を貼らずにポストに投函してください。

【問い合わせ先】

あきる野市役所 企画政策部 企画政策課

住 所 あきる野市二宮350番地

電 話 (042)558-1261

はじめに、あなた自身のことをお伺いします。

問1 あなたの性別をお答えください。(該当するものに○)

1. 男 2. 女

問2 あなたの年齢をお答えください。(該当するものに○)

1. 16～19歳 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳
5. 50～59歳 6. 60～64歳 7. 65～69歳 8. 70歳以上

問3 ご家族の構成をお答えください。(該当するものに○)

1. 夫婦(子どもはいない) 2. 親子(2世代) 3. 親・子・孫(3世代)
4. 単身 5. その他()

問4 あなたの同居の家族(あなたは除く)に次の方はいますか。(該当する複数に○)

1. 乳幼児(0から5歳) 2. 小学生 3. 中学生
4. 65歳以上の方 5. 該当なし

問5 あなたの居住年数をお答えください。(該当するものに○)

1. 5年未満 2. 5～10年未満 3. 10～15年未満
4. 15～20年未満 5. 20年以上 6. 生まれてからずっと

問6 あなたのお住まいの地区をお答えください。(該当する大字名に○)

- ・雨間 ・野辺 ・小川 ・小川東1～3丁目 ・二宮 ・二宮東1～3丁目 ・平沢
・平沢東1丁目 ・平沢西1丁目 ・切欠 ・草花 ・菅生 ・瀬戸岡 ・原小宮
・原小宮1～2丁目 ・引田 ・淵上 ・上代継 ・下代継 ・牛沼 ・油平 ・秋川1～6丁目
・秋留1～5丁目 ・山田 ・上ノ台 ・網代 ・伊奈 ・横沢 ・三内 ・五日市 ・小中野
・小和田 ・留原 ・高尾 ・館谷 ・入野 ・深沢 ・戸倉 ・乙津 ・養沢

「町内会・自治会」についてお伺いします。

町内会・自治会は、自分たちの手でより住みよい地域をつくっていくために活動している団体で、市内に83団体あります。市では、地域コミュニティの中心的役割を果たしている町内会・自治会の活動を支援し、ともに豊かな地域社会を形成していくことが必要であると考えています。

問10 次の各質問項目について、最も近いもの1つに○をつけてください。

(1) 町内会・自治会の活動や地域のボランティア活動、青少年活動等に関心がありますか。

- | | | |
|------------|------------------|-------------|
| 1. 関心がある | 2. どちらかといえば関心がある | 3. あまり関心がない |
| 4. 全く関心がない | 5. わからない | |

(2) 地域コミュニティの活性化の役割を果たす組織として、町内会・自治会に大きな期待が寄せられていますが、あなたの世帯は、町内会・自治会に加入していますか。

- | | | |
|------------|------------------|-----------------|
| 1. 加入している | 2. 加入していないが加入したい | 3. 加入しているが退会したい |
| 4. 加入していない | 5. わからない | |

※「3」「4」と回答した方 ⇒ (4)へ

※「5」と回答した方 ⇒ 問11へ

(3) (2)で「1」「2」と回答した方に伺います。そのように考えるのはなぜですか。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 加入するのは当たり前だから | 2. 親の代から加入していたから |
| 3. 近所の方と親睦が深められるから | 4. 生活に必要な情報が得られるから |
| 5. 地域を住みよくするのに役立ちたいから | 6. 災害の時に助けあえるから |
| 7. 近所の世帯が加入しているから | 8. その他 () |

(4) (2)で「3」「4」と回答した方に伺います。そのように考えるのはなぜですか。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 時間をとることができないから | 2. 加入するきっかけがないから |
| 3. 役員になると大変だから | 4. 会費を負担したくないから |
| 5. 関わるのが面倒だから | 6. 活動の必要性を感じないから |
| 7. ずっと住むつもりがないから | 8. その他 () |

平成22年度

市 民 ア ン ケ ー ト 調 査

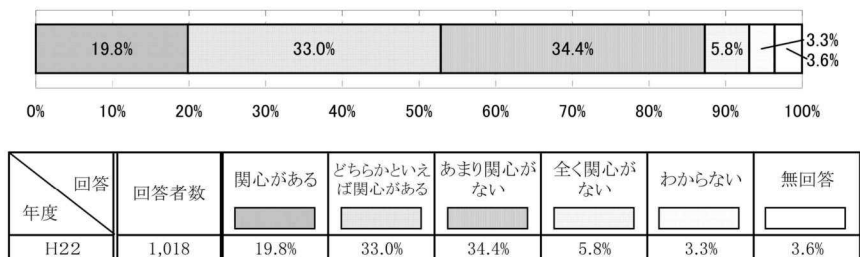
設 問 別 集 計 結 果

平成22年11月

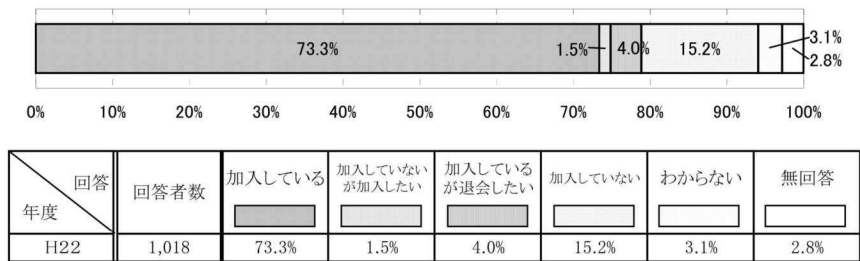
あきる野市

4. 町内会・自治会について

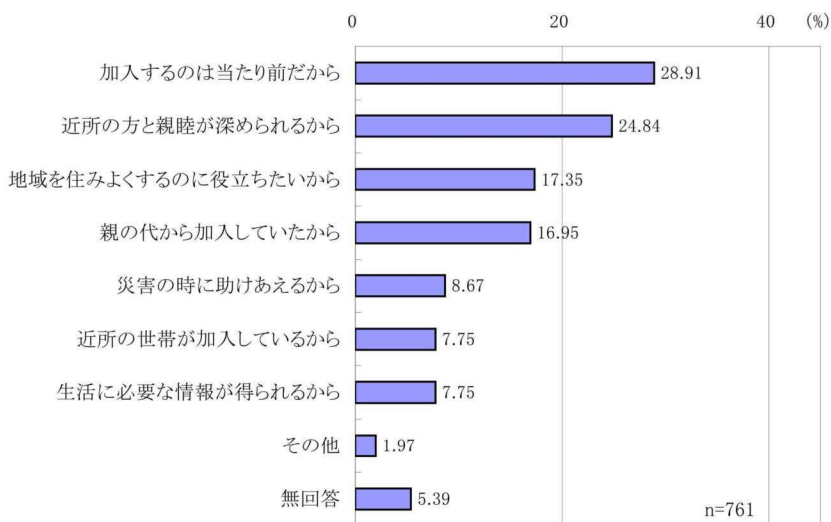
(1) 町内会・自治会の活動や地域のボランティア活動、青少年活動等に関心がある。



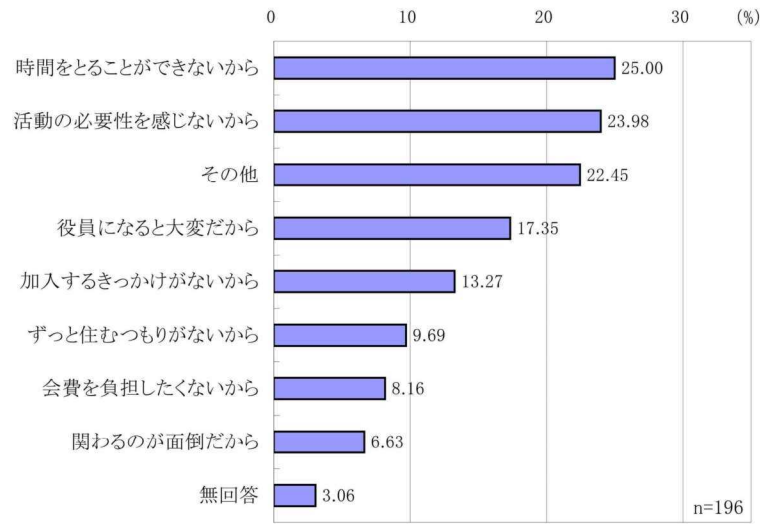
(2) 町内会・自治会に加入している。



(3) (2)で「加入している」、「加入していないが加入したい」と回答した理由を次の8項目から選んでいます。



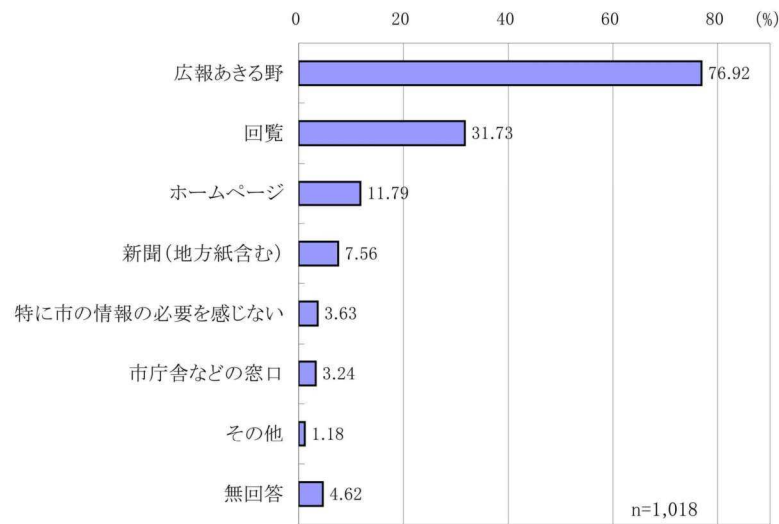
(4) (2)で「加入しているが退会したい」、「加入していない」と回答した理由を次の8項目から選んでいます。



※ その他の理由として、「アパート住まいのためよく知らない」、「仕事の都合で活動に参加できないため」、「親が加入しているから」など

5. 市政情報の提供について

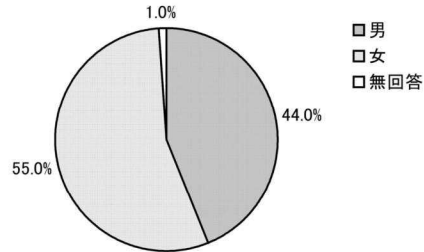
(1) 市からの情報は、どのような方法で入手しているか。



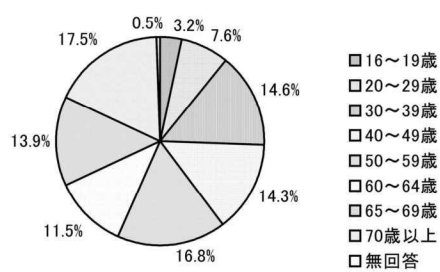
III 回答者について

n=1,018

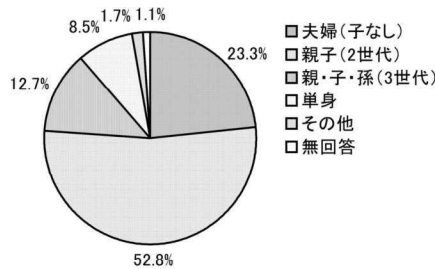
1 性別



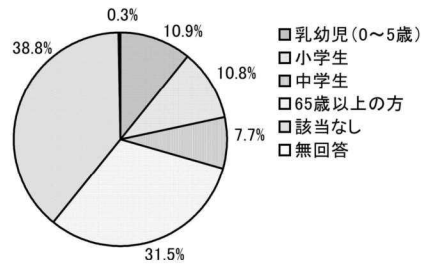
2 年齢



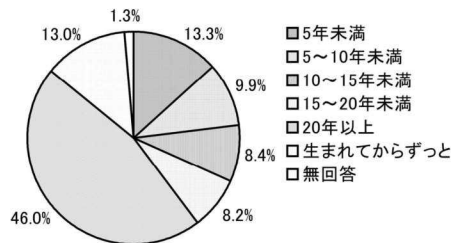
3 家族構成



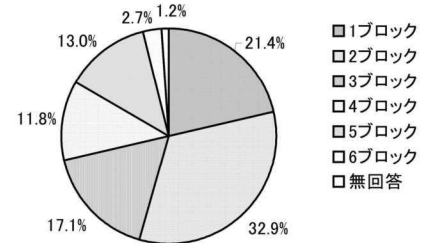
4 同居家族



5 居住年数



6 居住地区



- 第1ブロック: 草花・菅生・瀬戸岡・原小宮・原小宮1～2丁目・平沢西1丁目
- 第2ブロック: 雨間・野辺・小川・小川東1～3丁目・二宮・二宮東1～3丁目・平沢・平沢東1丁目・切欠・秋川1～6丁目・秋留1～5丁目
- 第3ブロック: 引田・瀬上・上代継・下代継・牛沼・油平
- 第4ブロック: 山田・上ノ台・網代・伊奈・横沢・三内
- 第5ブロック: 五日市・小中野・留原・高尾・館谷・館谷台・入野
- 第6ブロック: 小和田・深沢・戸倉・乙津・養沢

町内会・自治会活動に関係する市の担当窓口(代表:042-558-1111)

2022/3/9

項目	担当課/係	連絡先(内線)	備考	
道路の穴の補修	建設課維持補修係	2735/2736/2737	都市整備部 (3階北側)	
側溝のフタの破損の補修				
大雨が予想される際の対応・・・土嚢の手配				
側溝の清掃等(維持管理)				
街灯の修理	建設課土木係	2733/2734		
街灯の増設				
カーブミラーの修繕・新設				
★ 道路にはみ出す樹木に関する相談	管理課管理係	2741/2742		
市が管理している公園の草刈り	管理課公園係	2744		
空き家対策	都市計画課住宅係	2714/2715/2721		
防犯に関する相談	地域防災課交通防犯係	2345	総務部 (4階南側)	
★ 標識(規制)の設置要望				
「とびだし注意」などの看板				
標識(規制)の修繕	福生警察署	042-551-0110	-	
	五日市警察署	042-595-0110		
電柱・電線にかかった木に関する事	東京電力多摩カスタマーセンター	0120-995-007	-	
	NTT東日本	0120-444-113		
★ ごみに関する事 (不法投棄、ボランティア袋、一斉清掃 等)	生活環境課清掃・リサイクル係	2511/2512/2513	環境経済部 (3階南側)	
犬、猫の死体処理				
迷い犬の捜索	東京都動物愛護相談センター 多摩支所	042-581-7435	-	
コウモリの駆除	東京都ベストコントロール協会	03-3254-0014	-	
蜂の巣の除去依頼				
猫の糞対策 (庭などに寄せ付けけない方法の紹介等)	健康課予防推進係	2668/2669	健康福祉部 (4階北側)	
高齢者についての相談全般	高齢者支援課高齢者支援係	2631/2632/2637	健康福祉部(1階南側)	
市長への案内状の提出先	市長公室	2221	企画政策部(5階南側)	
教育長への案内状の提出先	教育総務課教育総務係	2911	教育部(2階南側)	
※	道路の草刈り	地域防災課地域振興係	042-558-1394 (係直通)	総務部 (4階南側)
	ゴミ屋敷の対応			
	河川・水路の清掃			
※ 内容によって担当部署が変わるため、地域防災課地域振興係へ連絡してください。担当部署を確認します。				
★ 内容によって担当部署が変わります。				
生活問題、ご近所問題等々、様々な問題に対して、どこに相談すればいいのかわからない場合は、まずは、地域防災課地域振興係(042-558-1394)に、問い合わせてください。				

作成 あきる野市町内会・自治会連合会

資料 8

協議会の活動経過

経過	議事
<p>令和元年度 第1回 日時：令和元年8月19日（月） 19：00～21：00</p>	<p>協議事項 （1）協議会の発足について （2）連合会と行政の情報共有及び意見交換について ア 町内会・自治会の現状について イ 町内会・自治会の課題について ウ これまでの取組について （3）今後の協議会の進め方について ア 町内会・自治会がすること、行政がすることの整理について イ 町内会・自治会と行政の協働の新たな取組の検討について</p>
<p>令和元年度 第2回 日時：令和2年2月7日（金） 19：00～21：00</p>	<p>協議事項 （1）町内会・自治会における現状の課題と具体的取組事例について ア 調査表及び回答一覧 イ まとめ （2）今後の取組について （3）その他</p>
<p>令和3年度 第1回 日時：令和3年7月9日（金） 19：00～21：00</p>	<p>協議事項 （1）前期の協議会について （2）今後の協議会の進め方について</p>
<p>令和3年度 第2回 日時：令和4年1月19日（水） 18：30～21：00</p>	<p>協議事項 （1）活動報告書の内容検討 （2）その他</p>
<p>令和3年度 第3回 日時：令和4年2月14日（月） 18：30～20：15</p>	<p>協議事項 （1）活動報告書（案）の内容確認について （2）その他</p>

今後のあきる野市町内会・自治会を考える協議会 メンバー名簿

令和元年度

所 属・役 職	氏 名	備 考
あきる野市町内会・自治会連合会		
会 長	網 代 和 夫	専任（網代自治会）
会長代行 副会長	野 口 金 雄	菅生町内会
副会長	伊 井 晴 美	秋留台自治会
副会長	石 原 繪 哩子	富士見台自治会
副会長	田 村 百 蔵	西伊奈自治会
副会長	高 水 攻	高尾自治会
副会長	高 野 一 男	落合自治会
あきる野市		
企画政策部 部長	田野倉 裕 二	
総務部 部長	大 出 英 祐	
総務部地域防災課 課長	舘 野 俊 之	
総務部地域防災課地域振興係 係長	杉 山 公 宏	

令和2年度・令和3年度

所 属・役 職	氏 名	備 考
あきる野市町内会・自治会連合会		
会 長	網 代 和 夫	専任（網代自治会）
会長代行 副会長	小 山 正 弘	小川町内会
副会長	遠 藤 利 幸	油平本町町内会
副会長	野 口 金 雄	菅生町内会
副会長	中 村 守	中平自治会
副会長	安 藤 卓	東町自治会
副会長	柴 原 光 雄	戸倉西部自治会
あきる野市		
企画政策部 部長	田野倉 裕 二	令和2年度まで
	大 出 英 祐	令和3年度から
総務部 部長	大 出 英 祐	令和2年度まで
	大久保 丈 治	令和3年度から
総務部地域防災課 課長	舘 野 俊 之	令和2年度まで
	山 根 悟	令和3年度から
総務部地域防災課地域振興係 係長	田 中 百合子	